

令和5年 第4回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日 (水) 16時00分～16時30分
2. 開催場所 門川町役場 南別館2階
3. 出席委員 (10人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 尾玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
推進委員 白木 洋、染田 通明、松本 邦彦、安田 初美、米澤 一夫
7. 議案日程 報告第 9号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第 10号 農地の埋立届出の件について
議案第 9号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 10号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。
今日の出席議員は10名で議事録署名委員は7番委員と8番委員です。
よろしくお願い致します。
『報告第9号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第9号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書は2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。申請件数2件の2筆になります。申請番号1、場所は上町2丁目の1筆で、地目は畑、面積は231m²です。転用事由は個人住宅です。申請番号2、場所は大字加草字鴨原の1筆で地目は畑、面積は316m²です。転用事由は一般住宅です。続いて、4頁をご覧ください。県道土々呂日向線沿いに申請番号1の農地があります。6頁をご覧ください。県営住宅の南西方向に申請番号2の農地があります。
以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。
続きまして、『報告第10号 農地の埋立届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第10号 農地の埋立届出の件について説明致します。議案書は7頁になります。農地の埋立届出を受理したことを報告します。申請件数は1件の1筆で場所は

事務局長 大字川内字水ナシで地目は田、面積が1, 061m²です。埋立により畑として利用するものです。9頁をご覧ください。仁久志谷入口付近の川沿いに申請農地があります。以上、報告となります。

事務局 説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。続きまして、『議案第9号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第9号 農地の所有権移転申請の件についてになります。議案書は10・11頁をご覧ください。農地法第3条の所有権移転分になります。次のとおり、許可申請があつたので審議を求めます。申請件数4件の7筆になります。申請番号1、場所は大字加草字中村の1筆で、地目は畑で面積が544m²です。有償の所有権移転となります。申請事由は譲渡人による労力不足、譲受人は増反によるものです。申請番号2、場所は大字門川尾末字今別府と大字門川尾末字竹ノ内の2筆で、いずれも地目は田で、面積は合計で3, 179m²です。無償の所有権移転です。申請事由は、譲渡人は耕作不便によるもので、譲受人は増反によるものです。令和5年4月からの農地取得に当たっては下限面積要件が撤廃されております。譲受人は、世帯員及び親族と合わせて、年間150日以上農業に従事する予定であることの申請を申請書で確認しております。申請番号3、場所は大字門川尾末字城山の1筆で、地目は畑、面積は211m²です。有償の所有権移転です。申請事由は、譲渡人は耕作不便によるもので譲受人は相手方の要望によるものです。譲受人は、世帯員及び親族と合わせて年間150日以上農業に従事する予定であることの申請を申請書で確認しております。申請番号4、場所は大字加草字一ノ口の3筆で地目は畑、面積は合計で487m²です。有償の所有権移転です。申請事由は、譲渡人は労力不足によるもので、譲受人は増反によるものです。12頁～19頁に地図を掲載しております。13頁をご覧ください。中村公民館の南西の方向に申請番号1の農地があります。15頁をご覧ください。五十鈴地区営農集会所の南東方向に申請番号2の農地があります。次に、17頁をご覧ください。門川城跡の東側に申請番号3の農地があります。最後に、19頁をご覧ください。中村集落の南東方向、鳴子川の左岸に申請番号4の農地があります。以上、ご審議願います。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員 推進委員の染田です。申請番号1・4について、4月17日に岡田係長の案内で、川崎委員、津島委員、私の4名で現地確認を行いました。申請番号1は中村公民館付近、申請番号4は一ノ口地区の共同墓地横で両筆とも地目は畑で、譲渡人は高齢の為、土地の管理が長期にわたり出来なくなり、子供達も県外在住の為、不耕作状態の現況があります。現況を心配し近くで農畜産業の実績を持つ譲受人の方で、将来は農地活用が続けられ、今回円満な形での所有権移転申請に至っております。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。申請番号1・4についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。
次に、申請番号2・3について推進委員のご意見を伺います。

白木推進委員

推進委員の白木です。申請番号2・3について、4月20日に岡田係長の案内で、金丸委員、松本推進委員、私の4名で現地確認を行いました。申請番号2について説明いたします。水稻の準備を親子仲良く作業をされている姿がありました。譲渡関係は親子関係で何の問題もありません。申請番号3については、申請の理由は耕作不便によるものですが、長期間放置されている土地で、昔は家屋が建っていましたが、現在は平地になっています。譲受人が、手を入れて整地しております。譲渡に関しては、合意をしており何の問題もありません。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。申請番号2・3についてご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。
次に、『議案第10号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。

事務局長

議案第10号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書の20頁をご覧ください。現況証明願いがあったので審議を求めます。申請件数1件の3筆で場所は大字川内字谷波帰の3筆で現況地目が2筆は田、もう1筆が山林で合計面積が1,056m²です。判定地目・利用状況は3筆とも山林原野です。22頁をご覧ください。谷波帰バス停の西方向に申請農地があります。以上、ご審議願います。

議長

事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員

推進委員の安田です。4月19日に事務局職員の案内で、黒木委員、元信委員、私の4名で現地確認を行いました。国道388号線を宇納間方面に進み小松地区と笠原地区の間に位置する所で、国道から右側の中央に広がる農地でございます。地元の方の話によると、湿田地帯で苦労して耕作していたと聞きました。所有者は15年前に他界し耕作放棄されており、草木が背の高さほどに茂っております。なかなか元の状態には戻らない現状であります。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。

以上を持ちまして、令和5年第4回農業委員会定例総会を閉会します。

令和5年4月26日

議事録署名人

7番委員

白木道彦

8番委員

11 清正義